

平成28年度 事業計画

はじめに

司法書士試験受験者数が近年大幅に減少している。ピーク時の33,000人から昨年は20,000人を割ったようである。理由は定かでないがそれだけこの資格の魅力が薄れてきたことの証といえないだろうか。司法書士業務の実際がこの情報社会に拡散しているのも一因であろう。立ち返ってみれば司法書士の主たる業務である不動産と商業の登記申請手続は、その当事者たる国民から直接にその依頼を受けることはあるにしても、多くの場合は金融機関、不動産業者、他士業等の「紹介元」を「介して」、それも継続的に業務の依頼を受けるであろうから、金融機関担当者以外の登記申請当事者とはそれまで直接の接点がなく、司法書士が「顧客」意識を持つのはこれら「紹介元」となっているのが実態である。とくに都市部ではこれが顕著であろう。したがって巷では「国民に身近な法律家」と呼称されていてもその実際の姿は少々異なることが認識されてきているのかもしれない。

報酬基準の撤廃と社会全般的な価格崩壊現象に併せて、法務局の登記相談の充実によって国民一般からの司法書士への登記の依頼は減少し、かつ他士業の登記業務侵食も著しく、これら長年の問題の解決が一向に図られない中で司法書士は事務所経営のために顧客獲得に暇がないのが現実である。

一方、成年後見や財産管理業務は、これに使命をもって行う意識が必須であり、自らの経営のためという意識は片隅におかねばならないと思う。そうでなければ不祥事を誘引し、司法書士に対する社会的な信頼は一気に失うリスクを忘れてはならない。

裁判書類作成業務と簡易裁判所代理権業務は、過払いバブル期を過ぎ、これ以外にも取組が期待された民事裁判業務を殆んど行っていなかった実態が著しく影響し、今では有名無実化しつつあって既に国民の意識には司法書士が訴訟に関与する「法律家」像を見出していないのかもしれない。

司法書士受験者数の減少は資格の存立自体に関わってくるので深刻な問題である。

司法書士の本来業務が低調なままで、新規業務での使命意識が薄れてしまえば司法書士制度の迷走は止まらず、社会貢献事業の推進も地に足がついたものとならないことになる。

今一度司法書士のステイタスを確立したい、下記重点事業の実行は迷走の打開、ステイタス確立への思いのために据えた。

さきに少し触れたが、司法書士業務としていわゆる31条業務が加わることで業務の多様化が現実のものとなってきた反面、報酬基準の不明確さからの苦情増加、そして預り金員の流用事件が司法書士業界で多発している事態がある。制度根幹の問題であり、重点事業に下記4を新たに加えた。

一単位会としてできることは限られるが、迷走「打開」への行動なくして未来はない。やれることをやる、前年はこれを信条として重点事業を据えた。

その重点項目として掲げた事業は未だ道半ばであり、これらを今年度はゴールに向け実現させる。

なお、各部各委員会の事業計画は後述のとおりであるが、その成果物及び委員会の活動を本年度末に総括し、大規模単位会に相応しい組織とレベルに昇華させることが会員の会費有効活用にも資する。

今年度は未来に向けて「組織財政改革」を断行する。

重点事業

- 1 司法書士本来の業務の確立
 - (1) 不動産登記、商業登記業務の確立
 - (2) 簡裁訴訟実務及び訴訟書類起案実務の推進
 - (3) 新たな登記業務、訴訟実務及び民事調停業務関与の推進
 - (4) 業務不当誘致の排除及び業務の適正化に向けた取組
- 2 組織財政改革
 - (1) 研修所設置の具体化（企画、法務総合事業対応の研修充実）
 - (2) 事業再構築及び手法見直し
 - (3) 当司法書士会館の建て替え等に向けた検討
 - (4) 会費値下げを含む財政の検討
 - (5) 本会与支部の連携と役割の確認
- 3 社会問題への取組
関係機関や他業種との連携を見据えた社会問題への取組
- 4 会員の指導及び情報提供に関する事項
職能倫理の徹底に向けた指導

一般事業

- 1 会員の登録・届出・危機管理含む情報収集、会員への伝達事務
会員管理（危機管理含む）システムの円滑な運用
- 2 国民に対する法的サービス充実に向けた事項
 - (1) 司法書士相談事業
 - (2) 法教育及び消費者教育推進事業
 - (3) 交通事故（保険契約を含む）紛争解決に向けた試み
 - (4) 労働問題・人権問題・貧困問題・消費者被害の各対策事業
 - (5) 民事法律扶助及び法テラス関与推進に関する事業
- 3 業務関係法規・業務改善に関する調査と研究

- (1) 登記・訴訟・家事事件の各実務と中小企業法務の研究
- (2) 法改正・法制度・財産管理業務の調査と研究
- 4 広報活動事業
 - (1) マス・メディアを利用した広報
 - (2) HPによる会と支部の広報
- 5 研修事業
 - (1) 専門職能としてスキル向上を目指した会員研修
 - (2) 新人研修における倫理、人権意識向上に向けた研修の実施
 - (3) 特別研修への協力
- 6 調停センター事業
神奈川県司法書士会調停センターの運営
- 7 会員の懲戒に関する事項
綱紀調査、注意勧告、量定に関する適正な運用
- 8 法テラスに関する事業
法テラス神奈川の本所、支部への関与推進
- 9 会員の福利厚生事業
慶弔規程に基づく適正な事務と妊娠出産育児会費減免規程の検討
- 10 本会、支部、会員についての情報公開事業
 - (1) 事業計画、財務内容、会員情報等の適正公開及び支部情報公開の検討
 - (2) HPの適正な管理運営
- 11 その他司法書士会の目的達成に必要な事項
 - (1) 政治連盟、協同組合、成年後見リーガルサポート神奈川県支部、公共嘱託登記司法書士協会等関連団体との関係強化
 - (2) 非司法書士排除活動に関する事業
 - (3) 会館管理運営改善
 - (4) 新年賀詞交換会は簡素化に向けて見直し、開催

具体的事業は以下のとおりである。

<重点事業>

今年度は前年度事業の継続からこれを完成させる意気込みで取り組む。それぞれの重点事業を副会長、事務局長の役割を決めて成果物を示すこととする。

- 1 「(1) 不動産登記、商業登記業務の確立」については、法務局や宅地建物取引業協会等との連携し、空家対策は相続登記推進とリンクさせて関与掘り起こしを狙う(副会長)。

「(2) 簡裁訴訟実務及び訴訟書類起案実務の推進」と「(3) 新たな登記業務の推進及び民事調停業務関与の推進」は、2の「(1) 研修所設置の具体化」と絡めて横断的に事業系企画系各部の委員各1名を集合して新たに「専

門職研修チーム」を組織し、より専門的な研修題材をもとに事業系企画系各事業実務はもちろん訴訟関与会員増加に寄与する（研修所設置は副会長）。

- 2 「(2) 事業再構築及び手法見直し」は、前年度同様に余剰を排し、予算の適正な使途を念頭に効率の良い事業組織体へと衣替えをするため、担当する部長の意見と計画をもとにして委員会再編への準備を行う。なお、各委員会の開催する研修は、極力体系的に行うこととする。

「(3) 当司法書士会館の建て替え等」は、「建て替え」を基本としつつ、単年度委員会として「その他の会館の在り方」委員会（仮称）を組成し、年度末までに答申を行う（専務理事、副会長）。

「(4) 財政の検討」はもちろん、会費値下げ実現である。どのような会員を対象とするかも含めて検討し、次年度実施を図る。

「(5) 本会与支部の連携と役割の確認」は、前年同様、支部長会開催を継続的に依頼し、支部事業の活性化と本会事業の効率化を図る。

- 3 「社会問題への取組」は、関係機関や他業種との連携でシンポジウム・公開講座・110番事業を行うこととして問題提起及び喚起を行う。

4、重点事業の最後に「倫理徹底」を掲げた。制度はもちろんのこと各種事業執行でも、これを欠く事態となれば直ちに国民の信頼を失う。これを担当副会長のもとに、総務、研修部のみならず当会一体となって遂行する。

<一般事業>

<国民に司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業>

これは、国家資格者であり、法律家としての司法書士にとって使命であり、義務である。司法書士はその職務としては登記が主であり、近年は後見業務と財産管理業務が加わり、その顧客層が「財産を持つ国民」を対象とした業務に偏りがちであるが、社会では相変わらず、子どもの貧困率や所得格差が深刻な問題となっているし、著名なプロスポーツ選手の薬物・ギャンブル「依存症」が世間を騒がせているが、ごく普通の国民でも社会構造の複雑化からストレスを抱えている。それが「依存症」としていつまでも偏見の目で見られる社会であってはならないと思う。国民に対して、相談から業務に入る我々は、下記各種事業において相談技法をもう一度見直すことから始めて、よりよい社会創生への寄与をすべきである。そのためにも自ら積極的に知識を吸収してこれをもって様々な現場に出赴き、司法書士という社会資源の活用を広めるとともに、自己の抱える問題の糸口が探せない方や相談が上手く伝えられない方々に対しては、寄り添い型の支援を継続しなければならない。

重点事業の1つとして、「関係機関や他業種との連携を見据えた社会問題への取組」を引き続き掲げた。事業系各委員会はこの信念の下で、より一層充実した社会問題取組のマインドを当会会員に広めなければならない。

法務総合事業部においては、次のとおりの事業を行う。

1. 司法書士相談事業（相談事業運営委員会）

- (1) 毎年開催している定例相談会のうち、10月法の日法律相談会、横浜駅前法律相談会、司法書士・弁護士・税理士三会合同法律相談会、テレホン相談については、今年度も引き続き実施する。
- (2) 定例相談会以外に、今年度も3回のスポット相談会を開催する。
なお、法テラスとの連携強化のため、いずれかのスポット相談会を法テラスとの共催にて行うことを予定している。
これらの相談会をより多くの市民に利用してもらえるよう、開催場所の選定や開催方法、テーマの選択、市民に周知させるための広報活動について、広報部とより連携を深めながら検討、進めていく。
さらに、当会における相談事業は、原則として会員全員に相談員として協力することを求めているが、同事業を円滑に遂行し、市民からの信頼を高めるため、相談者から苦情が発生した場合の対処方法、相談員に対する研修などを行うに必要な規定を早期に制定し、継続的かつ安定的な運用を確立したい。
- (3) 各自治体における定期相談会を今年度も引き続き開催し、司法過疎地域を含む県内各地域の市民に対し、幅広く法的サービスを提供する。
なお、前年度より設置した神奈川県民センターでの夜間の司法書士相談が大変好評であり、引き続き実施する。
また、平成25年度に当委員会から各支部へ依頼し、各自治体における司法書士相談の実施状況及び問題点の有無等につき聞き取りをするべく支部代表者にて各自治体相談窓口担当者との面談を行っていただいているところであるが、今年度も引き続き、各支部からの報告にもとづき、当委員会での必要な対応を検討し、各自治体における司法書士相談の市民の利便性の向上をはかるとともに制度広報としての司法書士相談の位置づけを確立したい。
- (4) 行政、日司連等からの緊急相談会の開催要請などを受けた際には、幅広い市民のニーズを踏まえ、これに応えられるように積極的な相談会の運営を企画していく。
この目的を達成するため、当事業部内の他の委員会との協力関係を強固なものとする。
- (5) 前年度より、当委員会と神奈川県弁護士会（旧横浜弁護士会）の法律相談センター運営委員会にて継続的な協議会を開催してきており、前年11月に合同企画として合同講演会を実施した。これが大変好評であり、また協議会の主たる目的でもある両会会員間の交流を今後も継続するため今年度より正式に当委員会の事業とする。
引き続き協議会を継続的に開催し、両会会員の情報交換、親睦交流等の機会となる合同企画等を検討、実施する。

(6) 安定した相談件数を維持している「当番司法書士事業」の運営を適正に図るため、例年、年度後半に実施している相談員追加の公募及び応募者向けガイダンスを今年度も同様に実施して相談員の増加を図りたい。

また、必要に応じて当番司法書士向け研修会（指定研修会）を実施し、相談員の質の向上及び能力担保を図る。

さらに県内の簡易裁判所、横浜市内の区役所、川崎市内の区役所、県内の大規模及び中規模の市役所、消費生活センター、法テラス、横浜地方法務局・各支局（出張所は除外）等官公署への当番司法書士の案内チラシ等の広報資料を配布し、引き続き、当番司法書士事業の安定維持を図る。

(7) 平成27年4月1日に生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するための生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が施行されたことに伴い、川崎市生活自立・仕事相談センター（以下「だいJOBセンター」という。）とともに生活困窮者に対する包括的な支援を行うことを目的として、だいJOBセンターとの間で要領及び確認事項を取り交わした。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長が発出した「生活困窮者自立支援法の施行に伴う多重債務者対策担当分野との連携について（通知）」（平成27年3月27日社援地発0327第11号）においても、「多重債務等の課題を抱える方の支援においては、新法に基づく自立相談支援機関等（家計相談支援事業を実施している場合は、家計相談支援事業を行う機関を中心に連携を図ることが想定される。）と多重債務者相談窓口及び消費生活相談窓口、法テラス、弁護士会や司法書士会等との連携が重要である。」と示されていることから、当会としては、司法書士の社会的職責を果たすために、これまでの司法書士としての専門知識ないし経験を活かして生活困窮者に対する包括的な支援をだいJOBセンターと連携して行っていく所存である。なお、相談方法については、随時だいJOBセンター側と協議し、必要があれば見直すこととしている。

2. 消費者問題等対策事業（消費者問題等対策委員会）

消費者庁創設以来、消費者行政が少しずつ活性化し、ようやくその効果が見え始めているところであるが、それに伴い各地の消費生活センターにもたらされる相談件数は増加している。特に近年は、高齢者の消費者被害に関する相談が急増している。このような中、会員の日常業務、あるいは当会が主催する各種相談会や電話相談等においても消費者問題に関する相談の増加は予想される場所である。

よって、司法書士会としては県民に対して充実したリーガルサービスを提供し、当該分野において司法書士が積極的に取り組んでいることを対外的にPRするためにも、最新の消費者問題に関する情報を積極的に収集し会員に提供していくことが当委員会の大きな使命であると考えている。そのため、今年度は当委員会として以下の事業を推進していく。

(1) 最新の消費者問題に関する研修会の開催

最新の消費者問題の知識習得のため、前年度はインターネット関連トピックに関する専門家を講師として実践的な研修会を2回開催した。今年度

も、最新の問題を取り上げ多くの会員が日常業務や相談業務の中で必要とする知識を習得できることを目的として、外部講師による研修会を2回程度実施していく。なお、今年は消費者契約法、特定商取引法の改正が予定されているので、これら改正法に関する知識習得をも含めたテーマの選定を検討していきたい。

(2) 消費者問題に関する事例研究

今年度は典型的な消費者被害事例を複数取り上げ、関連の判例等を分析し、法的に体系だてて研究することにより、その対処法を整理してまとめることを行っていく。そして、これらの成果をまとめ上げ、実務に役立つ情報として会員に提供していきたい。

(3) 相談員及び講師派遣

神奈川県労働者福祉協議会からの要請を受けて、前年度より県下4支部（横浜・川崎・平塚・厚木）において、事前登録した会員事務所に相談者が赴くことによる個別相談（ライフサポート相談）を実施してきたところ、相談者から好評価が得られたので、今年度からはさらにエリアを広げ（湘南、横須賀、小田原支部）、各支部の協力のもと、新たな相談員を名簿に追加して相談を実施していく。

その他、外部団体等から相談員の派遣要請があれば、随時これに応え積極的に消費者問題に対応していく体制を作り、県民へのリーガルサービスを推し進めていきたい。

(4) 外部団体、会議等への委員の派遣

前年度に引き続き、神奈川県多重債務者対策協議会、神奈川県ヤミ金融対策連絡協議会等に委員を積極的に派遣し、外部関係者とのネットワークづくりに努めるとともに、情報収集を行っていく。また、消費者団体・相談員・弁護士等との情報交換や情報収集のために、NPO消費者支援かながわや消費者会議かながわなどの活動にも随時、委員を派遣していきたい。

(5) シンポジウム、各種審議会等への積極的な参加

上記記載の通り、現在、消費者関連法の法改正が急ピッチで進んでいるが、これらを含む最新の消費者問題に関する情報収集のために、各種シンポジウムや法改正に関する審議会等に積極的に委員が参加し、会員に有益な情報をいち早く提供していきたい。

(6) 最新の消費者問題についての調査・研究

消費者問題と一言でいっても様々な形態の事例が想定されるため、特定商取引事例などに限らず、消費者問題を幅広くとらえ、常にそれらの問題への対処法について調査・研究を行い、司法書士として対処できる分野の拡大を目指して情報を会員へ還元していきたい。

3. 人権問題対策事業（人権委員会）

(1) 自死問題対策事業について

当会における自死問題対策については、深刻な悩みを抱えた相談者に適

切な支援をすべく、ゲートキーパーとしての役割を適切に担える人材（会員）の養成に関する事業を継続的に行っている。また、行政機関や他の民間団体との連携を深めていくことの重要性を認識し、他専門職種との顔の見える関係の構築に力を注いだ活動を行っている。

今年度は、前年に引き続き、入院患者等に対して、適切な時期に法的な介入を行うことを目的とする「医療機関への出張法律相談事業（ベッドサイド法律相談事業含む）」のさらなる拡充を目指した活動を行う。

具体的には、自殺企図を始め、様々な理由で医療機関に身を置くことになった入院患者等が抱える法的トラブルに対して、司法書士がそれらを解決する役割を担える存在であることを、医療機関関係者や地域市民に継続的に周知していく必要があると考えている。

また、今後は県内各地域での相談機会が増えることが想定され、地域性を意識した事業を行う必要性を認識している。地域ごとの会員の派遣を可能とすべく、支部単位での研修会の企画や相談員名簿の整備を行う。患者が地域に戻った際にも、必要に応じた支援が継続的にできるような体制の確保、地域内の専門職間の連携体制の構築を目的とした活動も視野に入れていきたい。

同時に本事業を拡充するにあたっては、県内各地域の司法書士が自死問題や精神疾患、障がい特性などに関する理解を深めること、及び適切な支援をするために必要な援助技術、地域連携の方法を習得することが不可欠である。我々司法書士が、自死対策におけるゲートキーパーとして十分な役割を担うために、そして、深い悩みを抱える市民の法的ニーズに応えることができる専門職であるために、今年度もその資質を向上させるべく、会員を対象としたメンタルヘルスに関する研修会を開催していく。

以上のことを踏まえ、今年度の具体的な事業内容は次のとおりである。

- ① 医療機関との連携による自殺未遂者等に対する相談事業の整備、拡大
- ② 会員を対象とした自死対策に関する研修会の開催（3回）
- ③ 地域連携を深めるための支部単位での研修会等の企画・開催
- ④ 地域自殺対策会議等への参加、講師の派遣
- ⑤ 日本自殺予防学会、日本社会精神医学会、その他自死問題に関する研修会等への参加
- ⑥ 複数専門家による自死対策に関する包括相談会への協力・相談員派遣

（2）高齢者・女性・子ども等の権利擁護に関する事業について

地域包括支援センターのケアマネジャー等の職員や民生委員等を対象として開催している法律勉強会は、地域の会員派遣を行うことで、地域連携を深めていくためのきっかけづくりとして有効なものであり、今年度も引き続き開催していく。また、地域包括支援センターと司法書士との間のさらなる連携・信頼関係の構築を図り、これをもって、高齢者の権利擁護に資するよう、相談会の開催を企画する等、新たな連携方法の構築に向けて積極的に活動していく。

一方で、これまでは高齢者の権利擁護に関わる地域包括支援センターとの連携に重点を置いてきたところであるが、今年度からは、他の分野にも

視野を広げ、病院の医療相談室、知的・精神障がい者施設及びそれらの支援団体といった、権利擁護に関わりの深い団体等と、より広い連携構築を図り、司法書士が活躍できる分野を広げていくことを目標としたい。

以上のことを踏まえ、本年度の具体的な事業内容は次のとおりである。

- ① 地域包括支援センターにおける職員等向け勉強会・相談会等の開催
- ② 権利擁護の問題に関わる各種団体等との連携構築、勉強会の開催等
- ③ 権利擁護の問題に関する会員向け研修会の開催
- ④ 権利擁護の問題に関する研修会、会議等への参加と情報収集

4. 労働問題対策事業（労働問題対策委員会）

平成27年に改正労働者派遣法が施行され、それに伴う解雇の増加や職場環境の悪化に対して不安を抱く労働者の数は、非正規労働者を中心に増えている。また、労働者の雇用環境は依然として厳しく、各相談機関に寄せられる労働問題に関する相談件数も高止まりのまま推移している。市民の権利擁護を使命とする司法書士は、これを積極的に支援していくことが求められる。

前年度当委員会の委員が講師となり開催した労働法務学校を通じて、司法書士業務における労働問題への取り組みに対する会員の関心の広がりが見られた。講義終了後に講師に対して会員が抱えている個別案件に関する相談があり、アドバイスを参考に無事解決に至ったとの報告も受けている。

今後、具体的な事件類型を題材とした勉強会を開催し、司法書士の労働事件に関する相談対応や事件遂行にかかる資質のさらなる向上を図る。

さらに、行政庁や各種他団体の会議・研修会に積極的に参加、外部機関から要請があった場合の講師派遣やセミナー開催を行い、労働者の支援における連携を図るとともに、労働問題に関する最新の情報を継続的に入手し、かつ、司法書士が労働事件に取り組んでいることを外部に広報していきたい。

労働問題を社会問題として取り上げ、活動している団体にも接触を図る。

以上をもって、司法書士が労働事件の担い手たる地位を確立するための整備を行う。

具体的な事業内容は次のとおりである。

- ① 一般市民を対象とした常設労働電話相談の開催（毎週水曜日）
- ② 会員を対象とした労働法務学校の開催（2回）
- ③ 委員による労働事件勉強会の開催
- ④ 行政官庁等の要請に応じ労働問題に関する会議等への参加
- ⑤ 外部機関開催の労働問題に関する研修会等への参加
- ⑥ 外部機関の要請に応じ研修の講師派遣、セミナー開催

5. 貧困問題対策事業（貧困問題対策委員会）

（1）相談事業

相談会関連については、以下のとおり実施していきたい。

- ① 定例寿町法律相談会（毎月第3日曜日開催）および年末年始越冬相談会（毎年12月29日から翌1月3日までの毎日を予定）を継続実施。これらの周知については、定期的に寿町にある施設（はまかぜ、さなぎ

食堂、寿生活館、ことぶき診療所等)にチラシを配布する。

- ② 無料低額宿泊所(ポルト湘南・茅ヶ崎、サンルーム新横浜寮・港北寮・青葉寮)、生活保護法の更生施設(横浜市中心浩生館)、更生保護法の更生保護施設や更生保護法人等要望のあった施設における相談会の開催。また、神奈川県労働者福祉協会から紹介された生活保護を中心とした電話相談等に対応する。

- ③ 年末ワンストップ神奈川相談会

前年12月に、反貧困ネットワーク神奈川が主催し、神奈川県司法書士会・横浜弁護士会・法テラス神奈川共催という形態で、様々な職種の相談員が集まり、労働・法律・求職・医療等に関するワンストップ相談会を行い多くの相談が寄せられた。高齢者の貧困化や国民の経済格差が母子家庭の貧困化に繋がる事態となっている。今年度も引き続き相談員を派遣する。

- ④ 生活再建支援相談会

生活困窮の原因は、疾病・負傷・老齢・失業等生涯のうちに遭遇する可能性のある様々な生活上の危機や困難が原因となっているものであり、これに対しては社会保険による保険的方法又は社会扶助と呼ばれる直接公の負担による方法での生活再建支援といったことも考えられる。社会保障制度は、生活再建支援にとって必要不可欠のものであるにもかかわらず、当該社会保障制度が、国民、特に生活困窮者の生活支援・自立支援の手段として十分に普及・浸透しているとは言いがたい。かかる制度の理解に努め有効に活用する等実務的な取組をするべく、他土業との連携を図る等して、生活再建支援のための相談会の開催に結び付けていきたい。

(2) 情報収集及び分析

- ① 生活再建支援関連

生活困窮の原因は、前述のとおりさまざまであるが、これらを回避・軽減するために社会保障制度が存在する。社会保障制度は大きく分けて社会保険と社会扶助に分けることができ、さらに社会扶助は公的扶助(=生活保護)と社会福祉(=社会生活にハンディキャップを持つ人に対する支援)に分けることができる。当委員会では生活保護を中心に生活困窮者の支援を行ってきたが、生活困窮者の生活再建支援を進めていくためにも、上記社会保障制度について学習・研究をし、これを有効に活用できる力を備えられるように努める。

また平成27年4月1日より生活困窮者自立支援法が施行されたが、具体的な運用は各自治体でばらつきがあり、司法書士が同制度の一端を担う重要な役割が果たしているとはまでは言えない。司法書士が、同制度の運用に積極的に関与していくため、同制度の内容の調査研究をするとともに、自治体等行政機関、NPO法人等民間機関との連携を模索したい。

- ② 障害者差別解消関連等

誰もが、失業・疾病・老齢等により、あるいは離婚等の家族関係の変

化によっても生活困窮状態に陥る可能性がある。生活困窮者には障害（精神・知的・身体）を抱えている人も多い。障害を抱えた人たちは、障害を理由とした差別にさらされながら生活を送ってきたという状況が存在する。生活困窮者の生活再建支援を推進していく上でも、障害者の支援等の現場見学や社会保障・障害者施策等に関するシンポジウム等への参加を通じ、生きづらさを感じている当事者たる障害者の権利擁護の活動に努める。

平成28年3月12日には日本司法書士会連合会主催の人権フォーラム「障害者差別解消法に期待するもの～誰もが住みやすい社会を作るために～」が開催された。当委員会に限らず、司法書士が障害者差別の問題に取り組む機運が高まっている。

(3) セーフティネット情報の収集及び提供

生活困窮者の生活支援・自立支援のために欠かせないセーフティネットとして社会保険でいうなら障害年金等、公的扶助でいうなら生活保護が挙げられる。その他、生活困難な方が経済的な理由で必要な医療を受ける機会が制限されることがないように無料又は低額な料金で診察を行う事業（無料低額診療事業）といったものも存在する。生活困窮者の生活再建支援を進めていく上で、他機関の学習会・定例会への参加、関連施設に訪問・見学等を通じセーフティネット情報の収集に努める。

今年度も、日司連の「経済的困窮者に対する法律支援事業」を活用しながら生活保護申請等の同行支援等を行う。

(4) 研修事業

法務総合事業部が取り組む法的サービスの一つとして、当委員会では寿町の簡易宿泊所や無料低額宿泊所の利用者、ホームレス、またこれらの方達に限らず生活保護受給者等の経済的困窮者への法律的な支援を掲げている。

具体的には、主に生活保護申請の同行支援や民事法律扶助制度を活用した債務整理等による生活再建支援となるが、会員が広くかかる生活再建支援に取り組むことが可能となるように、一般会員向けの研修会（社会保障制度の学習会等を含む）を実施する。

(5) 司法ソーシャルワーク事業等

生活困窮者を支援する機関は、相談機関と施設系機関（救護施設・更生施設・宿泊提供施設等）があるが、我々司法書士は相談機関としての機能を果たすことが求められる。生活困窮者の多くは経済的に困窮しているばかりではなく社会的に孤立し、相談先の情報を持っていないことが多い。仮に情報を持っていたとしても相談すること自体に抵抗感を持っていることが少なくない。そうした状況下で、支援の担い手としては、支援が必要な人を、必要な支援につなげていくためのアウトリーチを行っていくことが必要不可欠である。かかるアウトリーチのあり方を、法テラス委員会との協働で模索・検討し実践に努める。

その一環として、今年度も、法テラスホットラインに参加し、相談に対

応する。

(6) 他機関との連携事業

反貧困ネットワーク神奈川と連携をして、貧困問題についての情報収集・分析のために反貧困ネットワーク神奈川の定例会や学習会への参加、同学習会の周知、年末年始の相談会の共催等といった同団体と協働した活動を行う。

その他、自治体等行政機関、NPO法人等民間機関との連携を模索する。

6. 法教育関連事業（法教育委員会）

法教育委員会（以下「当委員会」という。）は、平成25年度に独立した委員会として発足し、3年が経過した。この間、基幹事業である高校生法律講座を中心に、小学生向けの公開講座を実施するなどして、法教育事業を推進してきた。独立して4年目を迎える今年度も、従来 of 事業を踏襲しながら、対外的に当会の法教育事業をPRしていくために以下の事業を計画する。

(1) 高校生法律講座の実施

当委員会の基幹事業である高校生法律講座については、県下の高等学校（約240校）等に対して年3回案内文書を送付し、広く講座実施の募集をする。講師は広く会員から募集し、派遣する予定である。また、教師向け講座や父兄対象の講座実施の要望にも可能な限り対応し、裾を広げる。

(2) 親子法律教室の実施

紙芝居を使用した小学生対象の『親子法律教室』は、毎年大変好評であるため、当委員会の主たる事業の一つとして、今後も年に一回以上開催し、上記公開講座形式に加えて、県下の小学校に呼びかけをし、要望のあった学校数校に対して出前講座形式で開催したい。

(3) 中学高校生向け講座の実施

今年度は、中学高校生向けの体験型講座を実施したい。具体的なテーマは、「家計管理」を予定し、公開講座または出前講座形式で開催したい。

(4) HPを用いた委員会活動の広報

会のHPにリンクした当委員会独自のHPがあるが、今年度はさらに掲載する情報などを追加・検討し、より充実したものにして、当会および当委員会の事業をPRしていきたい。

(5) 外部シンポジウム等への委員派遣

法教育ネットワーク年次総会や法教育関連イベントほか、他団体主催の関連シンポジウム等に委員を派遣し、情報収集や情報の伝達を行い、最新の情報を共有するとともに、今後の活動方向の一助とする。

7. 法律扶助に関する事業（法テラス対策委員会）

(1) 法テラスとの関係構築

従来通り、3ヶ月に1度のペースで、法テラス神奈川との協議会を実施し、法律扶助制度に関する協議をはじめ、法テラスに対する当会からの申

し入れ等を行う。

また、今年度は法テラス神奈川以外に、法テラス川崎、法テラス小田原とも関係強化に向けての対応を図る。

日本司法支援センター地方事務所での協議会（地方協議会）については、今年度は当委員会から法テラスに「司法ソーシャルワーク」をテーマとし、当会で企画・運営することを提案したので、実現に向けて積極的に対応したい。

法テラスとの共催相談会も、毎年会場を変更して実施しているが、今年度も共催にて相談会を実施するとともに、当会の他の相談会でも法テラスの法律相談援助の利用できるよう、指定相談場所の整備等を行いたい。

（２）外線転送電話の充実

現在、法テラス神奈川と法テラス川崎から、直接転送にて電話を受け付けている外線転送電話については、生活困窮者以外にも、労働問題や消費者問題等司法書士が相談に応ずることが出来る様々な分野について、対応出来る体制を構築したい。また、外線転送電話の取組を司法ソーシャルワークの実践的な事例としてアピールし、法テラスの民事法律扶助の対象となるよう、連合会等へも働きかけを行いたい。

（３）会員に対する情報提供

前年度徐々にではあるが法テラス契約司法書士数を増加させた実績を、さらに上積みし、今年度中に契約司法書士数を４００名超としたい。

債務整理事件の減少に伴い、司法書士の法テラス利用実績も減少傾向にあることから、任意整理の代理援助や自己破産の書類作成援助だけでなく、本人訴訟の「訴状」「準備書面」等一切の訴訟書類の作成毎に利用できること、家事事件での「後見申立」「相続放棄申立書」、その他、相談援助をはじめ幅広い業務で利用可能であることを、会員にもっと認知頂き、多くの会員が民事扶助制度を利用する環境づくりを行っていききたい。また、民事法律扶助の利用に際し、会員の質問にタイムリーに答えられるような仕組みも検討したいと考えている。

（４）司法ソーシャルワーク

総合法律支援法が改正され、法テラスも司法ソーシャルワークに積極的に取り組むことが予定されているため、当会においても司法ソーシャルワークをテーマとしたシンポジウムの企画を行いたい。既に様々な形で、司法書士が実践している司法ソーシャルワークの事例を広く共有し、社会資源としての司法書士の有用性を広く社会にアピールする機会としたい。貧困問題対策委員会とも事例の検討等協働を予定している。

<業務関係法規・業務改善に関する調査及び研究>

１．登記実務対策委員会

（１）登記法の問題点等の研究及び提言

不動産登記、商業・法人登記の研究と現状の登記実務の検証を行い、国民に分かりやすく、会員が利用しやすい登記制度となるよう、法務当局及

び日本司法書士会連合会等への問題点の指摘、要望事項・改善点の提言を行う。

(2) 登記関係業務に関する情報提供

司法書士業務の根幹である登記業務に関し、近年は登記業務をあまり行わない会員も少なくないことから、幅広い会員が登記業務を受託できるよう、会員に対する情報提供に努める。また、前年度から作業を進めている都市銀行、信託銀行、それに関連する保証会社、さらに登記業務で接する機会の多い県内に本店や支店を多く置く地方銀行や信用金庫等の合併・会社分割や商号・本店変更等の変遷を集約した冊子を作成し、会員にフィードバックする。

(3) 法務局及び関連団体との協議等

横浜地方法務局との実務レベルでの協議の場である「横浜地方法務局権利・商業法人登記適正処理委員会」を開催し、登記事務に関する協議や意見交換を行う。また、必要に応じ、土地家屋調査士会、税理士会等の実務において関係する諸団体との情報交換と協議を目的とした連絡会議を開催する。

(4) その他

不動産、商業・法人登記制度並びに関連法規についての検証・研究等を行い、外部講師を招聘した研修会を開催する。

また、登記業務に関連する法改正があった場合、その情報を収集し、必要に応じ、法務当局及び日本司法書士会連合会等への問題点の指摘、要望事項・改善点の提言を行う。

2 中小企業支援研究委員会

(1) 外部機関との連携や広報活動の充実

外部の中小企業支援機関や金融機関、他士業とのネットワークを構築し、対外的な活動により幅広く広報を行うことによって、司法書士による中小企業支援業務の認知度の向上及び業務拡大を図る取組を継続的に行う。必要に応じて新たな広報ツールを作成し、外部機関などに対して積極的に広報活動を行う。また、これらの一環として、外部機関からの依頼があればセミナーや相談会などを開催し、相互に補充し合うことにより連携強化を図る。

(2) 会員向けの情報提供や他会との連携

中小企業支援業務に必須な情報や知識、中小企業との関係構築のノウハウなどを習得するために、会員向けに情報提供を行う機会を設ける。また、他会とも連携して情報交換などを行い、司法書士にしかできない中小企業支援のあり方等を模索する。

(3) 中小企業支援に関する情報の収集及び研究

会員向けの情報提供の前提として、委員会や委員個人のスキルアップも必要不可欠である。そこで、中小企業支援業務に関する委員会内部での事

例検討や、外部研修会に参加した委員による研修会報告等、当委員会としての体制強化を図る。なお、事例検討や研修会報告にあたって拡大委員会を開催する等、必要に応じて会員向けに公開することも検討する。

(4) 中小企業支援業務の可能性の模索

中小企業支援業務における規則31条の重要性に鑑み、引き続き同条の活用の可能性を模索する。また、例えば中小企業支援業務における共同受託制度の導入等、既存の枠にとらわれない新たな業務スタイルについて検討する。必要に応じて試験的な運用も行う。

3. 家事事件実務研究委員会

(1) 財産管理人名簿に関する業務

- ① 県内各家庭裁判所及び地方公共団体に対する財産管理人名簿の周知活動の実施
- ② 財産管理人名簿登載者を対象とする事例検討会等の研修会の実施
- ③ 財産管理人名簿の活用等の検討
- ④ 財産管理人名簿登載者に対する業務報告の受領

(2) 遺言執行者候補者名簿に関する業務

- ① 遺言執行者候補者名簿登載者を対象とする事例検討会等の研修会の実施
- ② 遺言執行者候補者名簿活用の推進

(3) 家事事件についての研究及び情報提供

相続・遺言全般、遺産分割調停、離婚等からテーマを選び研究し、その成果を会員にフィードバックする。

4. 財産管理業務推進委員会

(1) 活動の目的

新たな司法書士の業務として財産管理業務、その中でも特に遺産承継業務が位置づけられ始めている。会員が安心して遺産承継業務に携われるよう有益な情報を発信する。また、現場の声を日本司法書士会連合会等に届け業務推進のための問題点を整理・解決したい。

(2) 情報発信

現在、当委員会では、毎月「やまゆり」に遺産承継業務に関する記事を掲載している（「Let's Try 遺産承継業務」）。これは、先に当委員会で発行した遺産承継業務に関するQ&Aが好評だったことから、より実務的な問題点に焦点を当て、有益な情報を提供することを目的にしている。今年度は、書式や図等を用い、より充実させた形で提供していきたい。そして、ある程度の連載をまとめ、それらを監修し、Q&Aに続く執務支援のための冊子を発信したい。

(3) 日本司法書士会連合会その他関係機関との協議のための環境整備

当委員会では、会員のニーズを吸い上げるべく、2回にわたり支部単位

での研修会を開催した。研修会での議論を通して、多くの会員が遺産承継業務の法的根拠や統一２号様式の使い方等について疑問を持っていることが分かった。これらの疑問点について整理・解決するには、当委員会だけの活動では足りず、他の単位会との意見交換及び意見調整をし、いずれは日本司法書士会連合会と司法書士の遺産承継業務について協議する場を設ける必要があると考える。今年度は、その協議のための環境整備及び準備活動を行いたい。

(4) 支部単位での研修会

先に開催した支部単位（厚木支部、横浜西・中支部）での研修会でアンケートを実施したところ、遺産承継業務に関して研修会を開催してほしいという意見が多くあった。上記（２）（３）の事業により現場の声を反映するため、可能な範囲で支部単位での研修会開催を検討したい。

5. 空家問題対策委員会

(1) 活動の概要

平成２５年６月から神奈川県司法書士会空家問題対策委員会は、委員５人予算７０万円で活動を開始し、国土交通省や神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課民間住宅グループ等を相互に訪問し連携を深め、平成２７年３月３０日には横浜市と「横浜市における空家等対策に関する協定」を締結し、同年１０月には相模原市、厚木市の空家等対策特別措置法第７条の協議会の正式メンバーとなった。また、県内各市町村らが会員である神奈川県居住支援協議会の正会員となり、平成２７年１０月１７日には神奈川・横浜すまいみらい展において空家問題に関する講演をし、同イベントにおいて県内住民の空家、遺言、相続登記等の相談会を実施した。平成２８年１月２１日には神奈川県まちづくり協会及び神奈川県居住支援協議会と連携し、空き家問題とその予防について当委員会とまちづくり協会の共催による講演及び居住支援協議会のメンバーらを相手に空き家予防ワークショップを開催した。このような活動を通じ、司法書士が空家問題の専門職であることを県内各市町村において十分認識されたことと考える。

そこで、当委員会では、空家問題の基本は、遺言・相続登記・高齢者問題であるとの認識の下、空家になる前の単身高齢世帯について空家予防の観点から遺言・成年後見制度等の積極的活用の推進を、所有者の死亡による空家に対しては相続人に対する相続登記等の奨励を、近隣空家に苦慮する市民に対してはきめ細かい裁判事務の推進等を通じて法的支援を図ることができるよう、幅広い研修や支援を行っていく。

なお、横浜市が作成する空家に関する一般相談窓口のチラシに神奈川県司法書士会の相談窓口を掲載していることから、神奈川県司法書士会と横浜市との連携がこれまで以上に深まることとなった。今後も県内各市町村との連携に向けて活動を展開する予定である。

(2) 空家問題の相談会等への参加及び支援方法の検討

神奈川県居住支援協議会、神奈川県まちづくり協会、協定の締結にいた

った横浜市、協議会のメンバーとなった相模原市、厚木市等の県内各市町村及び空家問題に携わる他の専門家団体とも連携し、これら団体が開催する空家に関する協議会、相談会や司法書士会の110番活動に参加して空家問題の実態を把握し、司法書士として行うことができる法的な支援方法の検討を継続する。

(3) 空家対策への司法書士活用の推進

前年度に空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行されたことに伴い、県内各市町村の動向の情報を収集しつつ、空家対策への司法書士の活用をPRするとともに、会員向けの勉強会等を開催し、空家問題への意識づけを行い、司法書士による空家問題への取組を積極的に推進する。

(4) 空家問題に取り組む単位会との情報交換の実施

空家問題への取組は、全国的に行う必要がある。このため、空家問題に先進的に取り組む単位会と意見交換を行い、情報や事例を共有し、より効果的・有意義な活動を模索する。

法務省、法務局も本年度から相続登記推進及び空家対策の取組を開始し司法書士会、土地家屋調査士会との連携を模索している。当会はこれに応じて積極的に協調し、活動を展開する。

<広報活動に関する事業>

事業と広報は両輪である。司法書士会が、各種相談会・法教育・労働問題対策・貧困問題対策・人権問題対策・消費者問題対策・空家問題対策・調停センターなど様々な事業を行い、また、個々の司法書士が日常業務の中で市民の方々の役に立てることをいくら行っても、認知されないと結局は意味をなさない。それをアナウンスしていくのが広報の役割である。

市民の方々に、司法書士会がどのような事業を行っているのか、個々の司法書士に何ができるのか『仕事内容』を知っていただけるような発信をしていく。

上記の点を踏まえて、今年度の広報部は以下の事業を行いたい。

1. FMヨコハマ放送事業

(1) 番組制作

今年度も、FMヨコハマのラジオ番組『DJ光邦と司法書士のスマイル“法”you☆』を制作し、毎月第2、4水曜日の17時25分、DJ光邦(宮澤光邦)が担当する「Tresen+ (トレセンプラス)」内において5分間放送する。FMヨコハマは、神奈川県内の地元放送局ということから、神奈川県内の多くのお店・公共施設・金融機関等で放送が流されている。さらに、神奈川県内には多くの定着した「Fヨコ」リスナーがいる。そのような神奈川県独特の環境の中、FMヨコハマから繰り返し「司法書士」の仕事、社会活動が発信されることによる影響力は大きいと考える。ラジオは知らせたい事を大勢の人に瞬時に告知できる、という特性があり、定期的に放送できる番組を司法書士会が持っていることは、時期に応じた告知をすることが可能となるため、大変広報効果が高いと感じている。ラ

ラジオを通じて司法書士会の事業及び司法書士の仕事の広報を行っていきたい。

番組は、以下に主眼を置いて制作していく。

- ①「司法書士」という名前を広く市民の皆様を知っていただく
- ②「司法書士」がどんな仕事や社会活動をしているかを、市民の皆様を知っていただく
- ③「司法書士」を身近に感じていただく

具体的には、司法書士業務に関連したDJとのトークの中で、司法書士が市民の皆様への身近な法律家であり、相談できる相手であることを知っていただけるような内容にしていく。

前年度は、神奈川県司法書士会の各部署の担当者に複数名出演してもらい事業の広報をしてきた。今年度も、引き続き、そしてより積極的に神奈川県司法書士会の事業を紹介していく。

(2) 番組HP

ラジオはその場限りのものであるため、番組専用HPを作成し、放送した内容を文字化し、さらに、音声も繰り返し聞けるようにしていく。司法書士会のHPからも「DJ光邦と司法書士のスマイル“法”you☆」のボタンをクリックすれば過去の番組を聞くことができるようにする。

(3) 相談会等の番組内外告知（パブリシティ）

- ① ラジオ番組後半では毎回相談会等の告知をする。
- ② 番組以外の時間で3カ月に2回60秒間枠で、相談会等の告知をする。

(4) イベントレポート

3カ月に1度、相談会場等にFMヨコハマのレポーターを呼んで、司法書士会の開催する相談会・イベント等の現場レポートを生放送していく。

2. 相談会等の広報事業

(1) 法の日相談会の広報を、県下全域のタウンニュースに掲載して行う。相談会場への来場者の約半数が「タウンニュースを見て来た」という集計結果が出ており、大変広報効果が高いと感じている。今年度も引き続き各支部と連絡を密にして取り組む。

(2) 臨時相談会の広報は、主に司法記者クラブへのニュースリリースと前述のFMヨコハマで広報し、司法書士会HPへ誘導していく。

3. キャラクター・楽曲を利用した広報事業

キャラクター「ユーキくん」及び「しほちゃん」を活用して、親しみやすい司法書士制度広報を市民に発信していきたい。媒体としては市民向けパンフレット・クリアファイル・各種ノベルティ・相談会等各種チラシへの刷り込み、HP上での露出等とする。市民の皆様が興味をもつような業務案内のチラシを作成し、新聞折込を行うことを考えている。また、「司法書士だゾウ」の楽曲についてはFMヨコハマで広く市民の耳に入るため、HP上からの視聴や相談

会でのBGMとしても利用していく。

4. 事業部・企画部との共同事業

次年度は、より緊密に事業部・企画部と連絡打ち合わせを行い、広報的な観点から、共同事業を提案し実施していく。

5. 各支部の広報支援

各支部と打ち合わせのうえ、支部事業の広報支援を行っていく。

6. ニュースリリース

司法書士会で取り組んでいる各種事業及び司法書士業務上発生したニュース等をマスコミに多く取り上げてもらえるよう、記者クラブ等に積極的にニュースリリースをしていく。

7. 広報担当者会議等

同業団体や他業種の広報担当部署との情報交換を密接に行い、当会の広報活動の参考とする。また、近年注目されているクライシスコミュニケーションに関する対応を研究し、緊急時に不備がないよう準備することとする。

8. HPでの広報事業

HPの管理を従来通り行い、経費をなるべく抑えた利用を検討していく。

<研修に関する事業>

教育は、いかなる地域、いかなる時代、いかなる人種においても、その人生の羅針盤や希望となり、得られた知識は力となる。いわば、教育とは将来への投資である。

学ぶという意味では、われらの業界の研修制度も同じといえよう。ましてや、司法書士は、登記や裁判など法制度を駆使し、国民の権利保護に資することをその使命とするものであるから、昨今の多様化した市民のニーズに応えるために、法律実務家としての価値観を醸成し、知識を鋭敏な力となるよう自らを奮い立たせ学び続けなければなるまい。

然らば、研修部は、3つのミッションを掲げ、神奈川県司法書士会の教育機関としての役割を全うしたい。

「研修部のミッション」

- ① 会員に有益な研修会の提供を行うことにより、司法書士の業務スキルの向上、周辺知識の確保、専門性の構築により、司法書士業界の付加価値をアップさせる。
- ② 会員研修の充実は、国民の権利保護や安心・安全な経済取引につながることを常に意識して、目先のことに捉われず、「原点回帰と司法書士の現在から未来へ」を視野に入れた研修会の企画を行う。
- ③ 神奈川県会の叡智を次世代に承継し、業界の中で人材を育成することで、

将来の司法書士業界の活性化を図る。

ここに、研修部は、「会員研修委員会」「新人研修委員会」「特別研修委員会」の各委員会のもと、次に掲げる事業を行うものとする。

1. 会員研修委員会

当委員会は、①会員に対する資質向上と専門性を高めるための単位制研修（会員研修会）の企画運営 ②会員に対する職業倫理の保持を目的とする年次制研修の実施 ③補助者に対する研修会（年1回を予定）の企画運営事業を行う。詳細については下記に示すとおりである。

（1）単位制研修（会員研修会）の実施

[研修時期、回数等]

前年度は毎月1回のペースで定期的に研修会を開催していたが、今期の重点事業の一つである支部の活性化の手段として各支部が開催する研修会（以下「支部研修会」という。）の積極的開催を促すため、会員研修会の回数削減が必須とされたことから、残念ながら今年度の事業計画としては、会員研修会の回数を減少することとなった。

しかし、研修部としては、研修会は回数ではなく、会員研修会としての質をより充実させることで、学びに貧することなく会員にとって有益な研修の機会を提供できるようにしたい。また、あわせて効率的な研修会の運営、会員の単位取得率のアップについても図っていきたい。

なお、会員研修会は、生講義を主に置くものとし、年7回程度の開催を予定している。また、重点事業とされる支部研修会及び事業系研修会と重なるのを避けるために、主に年度前半に研修会を行う予定である。

前年度まで土曜日に開催していたDVD研修会については、今年度は、原則として廃止する。ただし、録画が可能な研修会については、研修会を録画したDVDを各支部の要請により配布するなどして、会員が地元で受講できる支部によるDVD研修会の活性化に協力する。

[研修内容]

研修内容は、多様化した司法書士業務の各分野をバランスよく取り上げ、上述した研修部のミッションのもと時勢に即したものとしたい。

（平成28年度会員研修会予定）※但し変更の可能性あり

・会員研修会（生講義） 7回程度（倫理研修1回含む）

第1回会員研修会 平成28年4月21日（木）

第2回会員研修会 平成28年5月14日（土）

第3回会員研修会 平成28年6月10日（金）

第4回会員研修会 平成28年7月15日（金）

第5回会員研修会 平成28年8月5日（金）

第6回会員研修会 平成28年9月22日（木・祝）

第7回会員研修会 平成28年12月10日（土）

[その他事項]

① 各会員研修会については、引き続き、補助者及び他会会員の参加（但し、原則として当会会員を優先し、補助者及び他会会員は有料とす

る。)を認めることとする。

- ② 同時配信システムを利用した会員研修会については、今年度は、年に5回程度の実施予定である。

(2) 年次制研修について

職業倫理保持のための年次制研修は、日司連会員研修規則において義務研修とされており、これを実施する。なお、今年度の年次制研修の実施予定日は次のとおりである。

神奈川県会主催 平成28年10月15日(土)

関ブロ主催 平成28年10月29日(土)

(3) 補助者研修会

補助者の資質向上のために、年1回補助者研修会を実施する。

2. 新人研修委員会

当委員会は、司法書士試験合格者(以下「研修生」という。)を対象とする研修会(実践司法書士講座、配属研修)を企画、運営する。

新人研修の目的は、新たに司法書士となる者が職責と社会的使命を自覚するとともに、法律に関する理論と実務を身につける機会を提供すること、そして、将来の司法書士業界を背負う人材を育成すること、にある。

したがって、研修の方針として、研修生が司法書士として必要な基本的能力を養うだけでなく、法律実務家としての倫理感や人権意識を広く養うような内容を企画したい。

(1) 実践司法書士講座

研修生に対して、司法書士実務とそれに伴う職業倫理を模擬事例等を使用しながら実践的に理解するための研修を実施する。

司法書士の基幹業務である不動産登記、商業登記については、例年どおりグループ形式による研修(以下「グループ研修」という。)を行う。

グループ研修は、当会新人研修の中核となる研修でもあり、事実、毎年実施する研修生のアンケート調査によると、連合会新人研修、関東ブロック新人研修に比べて非常に評価が高い。また、当会の新人研修の評判を知り、遠方から申込をする研修生が存在することに鑑みても、一定の効果があるといえる。

また、グループ研修と併せて、各グループの講義内容を補完するために当会の精鋭講師(当会会員)による総括講義を実施する。

その他の研修科目については、司法書士を取り巻く環境等に鑑み、研修生にとって意義のある研修を実施する。

(2) 配属研修

実務に直結した研修である配属研修は、引き続き、原則として全員受講を目指したい。前年度と同様、以下の点を重視して、研修生にとって受講しやすく意義のある研修になるよう、またスムーズな運営ができるよう検討していきたい。なお、研修期間は6週間程度を予定する。

- ① 研修を前期・後期に分けて開催する。

前期日程を、中央新人研修等に先がけて開催することで、研修生が、その後の新人研修において、より実務との関連性を意識した知識習得ができるようにする。他の新人研修の日程との兼ね合いを考慮している面もあるが、前後期開催とすることで、受け入れ先事務所の負担軽減にもつながる。

② 勤務先である司法書士事務所を配属先事務所とすることを認めない。
この理由としては、研修生が勤務先に配属されると、雇用の関係上、日常業務に従事せざる得ない状況におかれ、研修生が本来の目的である研修に集中して取り組むことが困難になる可能性があるためである。

3. 特別研修委員会

今年度も、例年どおり、日本司法書士会連合会の実施する特別研修に協力する。

4. 研修部人材育成制度

前年度に2期目のスタートをした人材育成制度は、継続事業として、引き続き、登記、裁判、財産管理の各チームにおいて研究を行う。研究の成果については、各チームにおいて、順次、発表の機会を予定したい。

なお、第2期人材育成制度研究員として次の者に研究を委嘱している。

登記・・・川村亮太（横浜西支部）、海野禎子（横浜西支部）

財産管理・・・小松貴之（横浜中支部）、小室真樹（横浜西支部）、
金山東完（湘南支部）

裁判・・・寺島優子（小田原支部）、甲斐智也（横浜中支部）

<調停センターに関する事業>

1. 基本方針

ADRは制度発足以来、各事業体で試行錯誤を続けており、未だわが国の社会に完全に根付いた状況であるとは言い難い。制度は利用者のために存在するとの原点に立ち、制度を運営しながら改善を続ける時期であると認識している。当センターは、平成20年に法務省の認証を全国の司法書士会の中で最初に取得しており、当センターの動向は全国の司法書士会ADRにも相当の影響を与えることを自覚しつつ、制度充実を図っていきたい。

2. 具体的な活動計画

(1) 調停事件の増加に向けて

事前相談の件数は、平均月3件は存在しているが、調停申し込みに至らない状況が続いている。事前相談の具体的な対応状況をチェックすることにより、対応に工夫が足りないケースが相当数見受けられることが分かった。そのため、事前相談を担当する事件管理者のスキルアップのため、実践的な研修を行うこととする。なお、今後はこの研修の受講者に優先的に事前相談を担当させることも検討している。

また、現在事件管理者の事務負担は当初予想をはるかに超えており、従

前の支給方法では、対応できなくなっていることを考慮し、実体を反映した日当支給を行う。

前年度は、増加するパワーハラスメントに関する研修を開催した。今年度は、さらに一歩進めて、この問題に関する相談会を実施する。当該相談会は、他機関と協働で行うことにより、他機関との交流を進めることにより、お互いに紹介事件を増やす方向性を探っていきたい。

(2) 規則等の見直しに向けて

当センターは直接利用者が関わるものであり、そのため規則等は、利用者のために機能させる必要がある。実際に運営することにより、社会的な変化や利用者からの要望に応えるべく、常に改正していく必要がある。

現在次の2点について検討しているが、さらにケースから学び検討事項があれば、取り上げていく。

- ① 時効中断効についての組織的明確化
- ② TV会議システム等を利用した隔地者間調停の実施

(3) 調停人等人材育成について

調停人養成講座及び事件管理者養成講座を実施する。当センターの当該講座はすでに実績を蓄積していることから、他の司法書士会や他団体からも参加者を募り、すそ野を広げるとともに社会的な認知の実質的な広がりにつなげていきたい。

<非司法書士排除活動に関する事業>

第1 平成28年度事業計画要綱（目次）

- 1 違反者に対する監視の強化
- 2 違反者に対する警告の強化
- 3 違反者に対する警告手続の迅速化
- 4 法務局実態調査実施方法の再検討及び実施
- 5 他団体への申し入れ
- 6 他会との連携の模索
- 7 その他

第2 以下、詳述する

1. 違反者に対する監視の強化

(1) 今年度より、委員会の場において、委員全員が集中的にオンライン検索をする方法により、司法書士法違反の疑いのある者を探し出す作業（オンライン検索を使用し、例えば「会社設立」という単語を検索し、表示されたサイトを順番に閲覧し、違反広告を掲載している者を探す作業のことを言う。）を実施する。

(2) 趣旨は、効率化である。従来は、各委員個人が業務の合間を縫って、上記オンライン検索作業を行っていたところ、作業が断続的にならざるを得なかった。

(3) 今後は、委員全員が、委員会の場で、作業を行うことにより、一定の士気を保ち、情報の即時共有化ができるようにする。

2. 違反者に対する警告の強化

(1) 当委員会は、平成28年2月3日付神司発乙第441号「警告（貴職公式サイトについて）」の文面を、積極的に活用する。

(2) 従前は、「お尋ね」と題する書面を送付していた。「お尋ね」文書の文面は、言葉遣いが丁寧であった。しかし、前年度に実施した法務局実態調査の結果をみると、違反者の数は確実に増えていた。また、オンライン上には、露骨な司法書士法違反が疑われる広告が多数見受けられる。

(3) 当委員会は、従前の「お尋ね」文書の表題を、「警告」と改め、文面、言葉遣い、余白すべてに工夫を凝らし、読み手に強い心理的圧迫を与えることのできる内容にした。視覚的効果のみならず、内容は端的かつ的を射ている。起案に尽力された会員にこの場を借りて御礼を申し上げる。

3. 違反者に対する警告手続の迅速化

(1) 当委員会は、違反者に対する警告文書の送付手続を迅速化する。

当委員会が前述第1項記載の活動を実践していくことによって、今後、違反の疑いがある者がこれまで以上に多数発見されることが予想でき、手続の迅速化に寄与できる。

(2) 従前は、委員が、違反が疑われる広告を発見するたびに、または、会員から情報が寄せられるたびに、委員全員が集まって対象を確認し合い、検討したうえ、「お尋ね」文書を送付するか否かを決議していた。

決議した後、委員長が一度は自らの事務所に案件を持ち帰り、「お尋ね」文書を起案し、後日委員に内容の妥当性を諮ったうえ、総務部に申し送りをする、という段取りを繰り返してきた。

(3) 今般、前述第2項(3)記載のとおり、「警告」文書が完成した。今後は、委員長が案件を持ち帰らずとも、委員会全体で危機感を共有し、迅速に警告を行う。

4. 法務局実態調査実施方法の再検討及び実施

(1) 歴史をひも解くと、遡ること20年前は、当会各支部長が支部会員を募り、手を挙げた支部会員が集まり、法務局内部における実態調査に従事していた。しかも、手弁当だったと伝え聞く。

(2) その後、司法制度改革や、簡裁代理権の取得からの過払いバブル、会社法施行、リーマンショックと時代が移り変わりゆくと、非司調査も次第に行われなくなっていったとのことである。

(3) 平成22年度より、神奈川県司法書士会総務部に帰属する委員会として、当委員会が発足し、神奈川県司法書士会の事業として非司法書士排除調査

活動が再開された。毎年多くの会員の協力に基づき、実施されている。現在も、法務局実態調査の実施が決まった庁の管轄内の当会支部長に協力を仰ぎ、支部長の人脈を頼りに、調査員が集められる方式は踏襲されている。

- (4) しかし、20年前と比べると、商業法人登記を司る法務局は、現在、2庁しか存在しない。神奈川県内を本店所在地とする会社に関する登記申請は、横浜地方法務局、及び、湘南支局に集中する。実際、法務局実態調査を実施することにより発見される違反行為者の95%以上は、商業法人登記申請代理、あるいは、法務局に提出する書面作成に関する事案であるから、上記2庁の存する当会支部の支部長及び支部会員の作業に負担が集中することがわかる。
- (5) 今年度は、調査実施庁に指定された法務局の管轄と、当会支部の管轄とを柔軟に考え、一部の支部に過度の負担がかかることが無いよう、実施方法を入念に検討する。

5 他団体への申し入れ

- (1) 当委員会は、あくまで神奈川県司法書士会総務部に属する委員会に過ぎず、委員はわずか5名である。各委員にゆだねられる活動範囲は、委員会規程に定められる範囲に制限される。
- (2) 従前の非司法書士排除活動を継続することは、確かに重要であるが、昨今の違反事件の内容を分析すると、単に違反と呼ぶよりも、組織的かつ巧妙な犯罪行為であると評価して何ら差し支えないものばかりであるのみならず、悪質な反復継続化が顕著であった。
- (3) 当委員会は、違反を反復継続して行う者の資格及び所属団体（監督官庁を含む）に着目し、当該違反者が所属する資格の強制加入団体の会館を直接訪問し、改善を促す行為を検討し始めている。同時に、実際に訪問する行為が許容されるよう、委員会規程の全面見直しを予定しているところである。

6 他会との連携の模索

- (1) 司法書士でない者が登記申請代理する行為や、登記申請書を依頼に基づき作成する行為は、残念ながら全国的に横行している。
- (2) 当委員会では平成26年より、他会との連携を意識し始めた。すなわち、都道府県を越えて情報等を共有し合い、ときに連携することができれば、非司法書士排除活動を充実させることができるのではないかと模索し始めた。
- (3) 平成27年夏前頃から段取りに着手し、平成28年2月5日、埼玉司法書士会業務対策委員会に参加することができた。構想1年、準備期間半年以上を費やしたことは決して無駄ではなかったと言えるほど、充実した意

見交換の場を持つことができた。（詳細については平成27年度事業報告書に稿を改めるので、そちらを参照願いたい。）

- (4) 今年度は、上記(3)で得た人脈と知識を、当委員会の活動に活かすことができるであろう。また、別の単位会とも同様の意見交換会の場を設けることができるよう検討を継続したいと考えている。

7 その他

- (1) 当委員会の存在は、司法書士制度が存続するために必須のものである。今後も、常に効果的な対策を検討し、実践していくつもりである。同時に、警告を受けた違反者からの理不尽な反撃の可能性、及び、危険性についての認識は常に持ち続けたい。警告を行う際は、上記反撃等が神奈川県司法書士会館、すなわち、常駐する職員に向けられることがないように、可及的に配慮を尽くすことを常に念頭に置いて活動して参る所存である。